

守谷市社会福祉協議会(社協)事業のご案内

あなたと共に福祉のまちづくり

みんなであわせになるために



社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会

○目 次

◇社会福祉協議会とは	1
○社会福祉協議会会員・会費	2
○広報活動	2
◇主な事業	3
1 高齢者の方へのサービス・事業	3
○ふれあい電話訪問	3
○元気わくわくスポーツ大会	3
○訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業	3
○地域交流事業	4
○スロープ付福祉車両の貸出し	4
○車いすの貸出し	4
○生きがい活動支援通所事業	5
2 障がい者の方へのサービス・事業	6
○買ってNet! バザール	6
○障がい福祉サービス	6
○地域交流事業	6
3 子ども・子育て中の方へのサービス・事業	7
○新生児誕生祝品贈呈事業	7
○新入児童入学祝贈呈事業	7
○ひとり親家庭 小・中学校入学・卒業祝	7
○要保護・準要保護家庭 小・中学校入学・卒業祝	7
○親子ふれあい交流事業	7
○地域交流事業	7
○多胎妊産婦サポート事業	8
○子育て世帯訪問支援事業	8
4 相談・生活支援サービス	9
○ふくし相談	9
○年金・労務相談	9
○電話相談	9
○地域ケアシステム推進事業	9
○生活福祉資金貸付	10
○生活困窮世帯支援事業	10

○ほほえみサービス	11
○日常生活自立支援事業	12
○家計改善支援事業	13
5 ボランティア・地域活動・寄付	14
○ボランティア講座	14
○ボランティア活動保険	14
○小・中学校等福祉教育	14
○小・中・高校福祉教育担当者研修事業	14
○生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	15
○地域課題の解決に向けて	15
○善意銀行	16
○食の支援 フードバンク「きずな BOX」	17
○ご不要になった入れ歯（貴金属）のリサイクル	17
6 共同募金運動	18
○赤い羽根共同募金	18
○歳末たすけあい募金	18
○歳末たすけあい配分	19
○災害義援金	19
7 地域福祉活動計画事業	20
○第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（抜粋）	20

◇社会福祉協議会とは

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会（略称：社協）は、住みなれたこのまちで、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、市民をはじめ、福祉・保健・医療・教育などの各関係者、行政等さまざまな機関と協力し、社会福祉法に基づき、設置された地域福祉活動を進める福祉団体です。

○設 立

昭和45年7月 1日	守谷町社会福祉協議会を設立
昭和48年3月14日	社会福祉法人として厚生大臣認可
昭和48年4月11日	社会福祉法人登記
平成14年3月13日	守谷市社会福祉協議会として名称変更

○組 織

会長 1名／副会長 2名／理事 15名／評議員 31名／会員（市民）

○支 部

市内に旧町村単位をエリアとする6支部を設置し、支部長、副支部長、会計、監事、福祉協力員をおいて支部内の小地域福祉活動を推進しています。

○財 源

会員の会費、市からの補助金および委託金、共同募金会からの地域配分金（地域福祉活動費・歳末たすけあい事業費）等を財源として、各事業を行っています。

守谷市社会福祉協議会 事務局

〒302-0116

守谷市大柏954-3

いきいきプラザ・げんき館内

T E L 0297-45-0088

F A X 0297-48-5554

メー ル shakyo.moriya.954-3@ace.ocn.ne.jp

時 間 午前8時30分～午後5時15分（月～金曜日）



○社会福祉協議会会員・会費

守谷市社会福祉協議会では、市民一人ひとり、子どもから高齢者まで、すべての人が住みなれたところで「安心して暮らせる福祉のまちづくり」の一員になっていただきたく、下記の会員会費を全戸にお願いしております。

社会福祉協議会で展開しております福祉事業の原資となっておりますので、ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

□一般・特別会員会費募集期間：5月1日～6月30日

- ・一般会員 会費（年額） 500円
- ・特別会員※ 会費（年額） 1,000円

（※特に当会にご協力いただける方に一般会員会費2口をお願いしています。）

□法人会員会費募集期間：6月1日～

- ・法人会員 会費（年額） 2,000円以上

○広報活動

□年4回「社協だより」を発行し、全戸配布しています。

発行日：4月・7月・10月・1月の各10日（市広報発行日）



□ホームページ

・アドレス：

<http://www.moriya-shakyo.com>



ホームページ

◇主な事業

1 高齢者の方へのサービス・事業

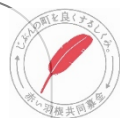
○ふれあい電話訪問

65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯のみなさんに、電話を通じてお話させていただき、孤独感やご不安等の解消を図るため、傾聴ボランティアによる「ふれあい電話訪問事業(無料)」を実施しています(第1・第3火曜日及び第2・第4水曜日の午後1時～午後3時)。ご利用を希望される方は、直接、社会福祉協議会事務局 ☎45-0088 までご連絡下さい。



○元気わくわくスポーツ大会

生きがい活動・健康づくり・体力の保持増進を図ることを目的としてスポーツ大会を実施しております。種目はゲートボール、ペタンク、輪投げ、グラウンドゴルフになります。なお、この大会はいばらきねんりんスポーツ大会の予選会に位置づけられており、この大会の成績上位者については、県大会に出場することになります。実施時期は毎年5月中旬から6月上旬になります。



○訪問介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業

(守谷市社協ヘルパーステーション)

要介護(要支援)と認定された方のご自宅にヘルパーが訪問し、可能な限り自宅で、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように、生活全般にわたる下記の訪問介護サービスを提供します。

- ① 身体介助・・・入浴・排泄・食事など
- ② 生活援助・・・調理・洗濯・掃除・買物など
- ③ 生活等に関する相談及び助言など



これらのサービスを訪問介護計画(ケアプラン)に沿って行います。また、要介護者には身体介護や生活援助、要支援者には、生活援助の介護予防訪問介護サービスも提供します。

○地域交流事業

市内小地域で地域交流等の事業をを開催し、地域のつながりを創ります。地域の特性を活かした活動を推進し、地域住民及び、福祉団体・関係機関等と連携・協力し交流の場を広げていきます。支部社協、まちづくり協議会と連携し活動参加へのきっかけづくりや、新たな地域福祉活動を支援します。



○スロープ付福祉車両の貸出し

市内居住の歩行困難な高齢者や障がい者等とその家族を利用対象者とし、福祉車両の貸出しを行っております。

利用料は無料になります。ただし、走行に要する燃料等については、利用者負担になります。

利用については、車両利用希望日の2ヶ月前から5日前までに事前に電話で予約状況をご確認の上、車両借用申請書を提出してください。

利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。（原則1日、応相談）



通院の時に
借ってみようか

○車いすの貸出し

突然のケガや病気、旅行や外出などで、車いすを一時的に必要な無料貸出ししています。

事前に電話で在庫をご確認の上、借用申請書を提出して下さい。（基本1週間以内、最大で1ヶ月）



↑スタンダード



↑介助型

普段、家では
使っていないけれど、旅行の
時があると安心ね



※申請書は、ホームページよりダウンロードできます。

○生きがい活動支援通所事業

生きがい活動支援通所事業とは、特定高齢者のための通所型介護予防事業です。体操や趣味活動に取り組み、生きがいや社会参加意欲を高めます。

【対象者】

守谷市内にお住まいの 65 歳以上の方で、下肢の筋力低下等があり、通所による介護予防が必要と認められる方（申請が必要となります。）

【内容】

いつまでも健康で、いきいきと楽しく過ごすことが出来るよう健康維持や新しい出合いを支援する事業です。

【利用料】

無料（但し、昼食代や活動、材料費は実費負担です。）

【開催日】

毎週月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 3 時 （週 1 回）

【場所】

いきいきプラザ・げんき館

【問合せ・申請】

守谷市 健幸長寿課 電話 45-1111



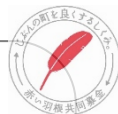
その他の関連する事業

- | | |
|---------------|----------------------|
| ○地域ケアシステム推進事業 | → 相談・生活支援サービス P9 参照 |
| ○ふくし相談 | → 相談・生活支援サービス P9 参照 |
| ○生活福祉資金貸付 | → 相談・生活支援サービス P10 参照 |
| ○ほほえみサービス | → 相談・生活支援サービス P11 参照 |
| ○日常生活自立支援事業 | → 相談・生活支援サービス P12 参照 |

2 障がい者の方へのサービス・事業

○買ってNet！バザール

イオンタウン守谷を会場に近隣の障がい児・者団体や施設が参加して、日々入所・通所者などが作製した手作品や野菜、食品などの販売、施設や活動紹介などを目的に福祉バザーを2日間開催しています。



○障がい福祉サービス（守谷市社協ヘルパーステーション）

障害者総合支援法に基づき、障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を過ごすことができるように、下記のサービスを提供しています。

- ① 居 宅 介 護・・・自宅において、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、調理及び掃除等の家事援助などを行います。
- ② 同 行 援 護・・・重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護や視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。

○地域交流事業

パラスポーツ体験や音楽を通して、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる交流会等を開催します。



その他の関連する事業

- | | |
|----------------|----------------------|
| ○スロープ付福祉車両の貸出し | → 高齢者の方へのサービス P4 参照 |
| ○車いすの貸出し | → 高齢者の方へのサービス P4 参照 |
| ○地域ケアシステム推進事業 | → 相談・生活支援サービス P9 参照 |
| ○ふくし相談 | → 相談・生活支援サービス P9 参照 |
| ○生活福祉資金貸付 | → 相談・生活支援サービス P10 参照 |
| ○ほほえみサービス | → 相談・生活支援サービス P11 参照 |
| ○日常生活自立支援事業 | → 相談・生活支援サービス P12 参照 |

3 子ども・子育て中の方へのサービス・事業

○新生児誕生祝品贈呈事業

お子さんが新しく産まれた方を対象に、乳幼児用歯ブラシを贈呈しております。贈呈につきましては、母子保健推進員がお宅に訪問した際にお渡ししております。



○新入児童入学祝贈呈事業

市内の小学校へ入学する児童を対象に、ノートを配布しております。贈呈については、小学校入学式において社協支部役員がお渡ししております。



○ひとり親家庭 小・中学校入学・卒業祝

ひとり親家庭を対象に、お子さんの小学校への入学や卒業、また中学校卒業時にお祝い金を贈呈しております。申請が必要となりますので、ご注意下さい。実施時期につきましては、1月発行の社協だより又はホームページをご覧ください。



○要保護（生活保護受給）・準要保護家庭（就学援助受給）

小・中学校入学・卒業祝

要保護（生活保護受給）・準要保護家庭（就学援助受給）を対象に、お子さんの小学校への入学や卒業、また中学校卒業時にお祝い金を贈呈しております。申請が必要となりますので、ご注意下さい。実施時期につきましては、1月発行の社協だより又はホームページをご覧ください。



○親子ふれあい交流事業

ひとり親家庭の親子を対象に、ふれあい交流を実施しております。実施時期や内容等詳細については、社協だより又はホームページをご覧ください。



○地域交流事業

パラスポーツ体験や音楽を通して、誰もが楽しめる交流会等を開催します。



○多胎妊産婦等サポート事業（守谷市社協ヘルパーステーション）

多胎のお子さんを妊娠，養育している保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ご家庭にホームヘルパーが訪問し家事支援を行います。

【支援対象者】

多胎妊婦（3歳の誕生日前日までの多胎児を養育しているご家庭）

【内容】

- ① 家事介助・・・自宅において、調理、衣類の洗濯、買い物、掃除等の家事を行います。
- ② 外出補助・・・健診等の付添 ※移動方法については要相談

【利用料金】

1時間あたり 300 円（生活保護受給世帯及び非課税世帯は無料）

【問合せ・申請】

おやこ保健課（保健センター）
電話 48-6000



○子育て世帯訪問支援事業（守谷市社協ヘルパーステーション）

家事及び育児に対して不安や負担を抱えた子育て世帯に対し、家事及び育児の支援を行い、家庭環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的にご家庭にホームヘルパーが訪問します。

【問合せ・申請】

のびのび子育て課 電話 45-1111（代表）

その他の関連する事業

- | | |
|---------------|----------------------|
| ○地域ケアシステム推進事業 | → 相談・生活支援サービス P9 参照 |
| ○生活困窮世帯支援事業 | → 相談・生活支援サービス P10 参照 |
| ○ほほえみサービス | → 相談・生活支援サービス P11 参照 |

4 相談・生活支援サービス

○ふくし相談

障がい者，高齢者等へのサービスなど福祉全般のことについて，社会福祉士等がご相談をお受けします。

○年金・労務相談

厚生年金や障害年金のこと，社会保険，雇用に関ることなど社会保険労務士がご相談をお受けします。

相談日については毎月第2月曜日午後2時から4時までで，会場はいきいきプラザ・げんき館になります。

この相談は前週の金曜日までに予約が必要となりますので，事前に社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



○電話相談

子育て，家庭の悩みごとなどさまざまなことについて相談をお受けします。相談日については，毎週金曜日午前10時から午後3時までで，電話48-5555までお電話下さい。



○地域ケアシステム推進事業

地域で援護を必要とする高齢者や障がい者等とその家族一人ひとりのために，住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう地域住民や地区民生委員，保健・医療・福祉の関係者が連携をとり，地域全体で総合的かつ効率的に各種サービスを提供し，支援していく事業です。



○生活福祉資金貸付

① 生活福祉資金（茨城県社会福祉協議会）

市社協が窓口となり、低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の方々の経済的自立と安定した生活が送れるよう資金の貸付を行っています。貸付には、総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあり、貸付条件、限度額などは貸付種類により異なります。

② 小口資金貸付（守谷市社会福祉協議会）

市内に居住する低所得者世帯、障がい者の世帯で緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、緊急で資金を必要とする方に対して短期の貸付を行っています。

対 象 市内に3ヶ月以上住んでいる方で、65歳以下の方。
ただし、連帯保証人1名を必要とします。

限度額 5万円（無利子）

償 還 償還期間は1年以内となります。



○生活困窮世帯支援事業

○もりや もぐもぐ 応援パントリー

（守谷ライオンズクラブ・守谷市商工会共催）

ひとり親世帯をはじめ生活困窮世帯に対し、食料品や日用品等の寄付を活用し、学校の長期休暇時（夏休み・冬休み）に希望する世帯へ配布しています。

○出前フードパントリー

ご寄付いただいた食料を、社協ワゴン車に積んで地域に伺います。



○フードバンク事業

生活困窮者世帯へ食料品等の現物援助を行っています。



○ほほえみサービス（在宅福祉サービスセンター：守谷市社会福祉協議会内）

ほほえみサービスとは、高齢者や身体の不自由な方、産前産後の方の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有償福祉サービスです。

□会員とは

【利用会員】

市内にお住まいの 65 歳以上の方、身体に障がいをお持ちの方、産前産後の方（その他、本会が適当と認めた方）

【協力会員】

家事援助等のサービスをして下さる方

（年齢・性別・資格などは問いません。自分のできることを、できる時間活動してもらいます。）

□サービスの内容

- ① 食事の支度
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品等の買い物
- ⑤ 通院及び外出の介助
- ⑥ 介護者外出時の留守番
- ⑦ 話し相手
- ⑧ その他軽易な身の回りの世話

□サービスの利用方法

【会員になるには】

利用会員・協力会員ともに事前に申込書による登録が必要です。

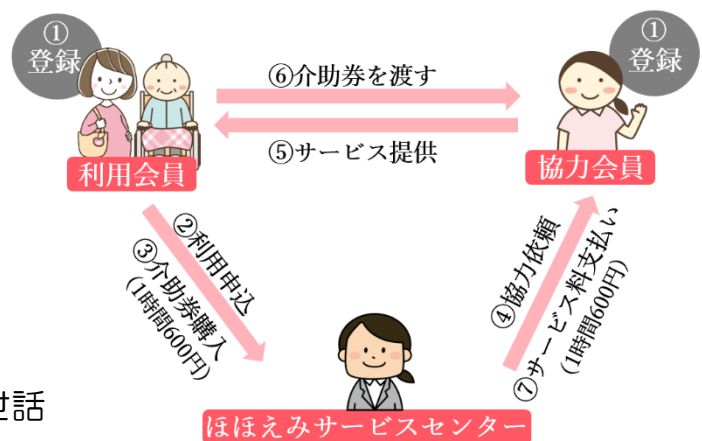
【利用するには】

登録後、利用したい日時・内容をサービスセンター（守谷市社会福祉協議会）に申し込んでいただき、コーディネーターが調整したのち、サービスセンターで介助券（1 時間あたり 600 円）を購入いただき、協力会員を派遣します。

□その他

【利用時間】

原則として、平日午前 9 時～午後 5 時（年末年始・祝日は除く）活動に伴う交通費、材料費等は利用会員の実費負担となります。



○日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などで、判断能力が不十分な方、かつ親族等の援助が得られない方に対して、下記のサービスを行い、日常生活を支援する事業です。利用者本人との契約によりサービスの提供がおこなわれます。

【サービスの内容】

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類などの預かりサービス



【利用するには】

- ① 相談：社会福祉協議会へご相談ください。
- ② 訪問・調査：専門員がお伺いしお話をお聞きします。
- ③ 契約書・支援計画の作成
：ご本人の希望を聞き、お手伝いする内容を作成します。
- ④ 契約：本人の意向を再確認し間違いが無ければ契約を結びます。
ご本人・市社協・県社協の三者で契約を結びます。
- ⑤ サービス開始：生活支援員がお手伝いします。
※相談からサービス開始までのおおよそ 2 ケ月です。

【利用料】

- ・福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理サービス
(1 時間あたり 1,100 円)
- ・書類など預かりサービス (保管料 1 ケ月あたり 500 円)

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。



○家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計改善の生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行います。

また、家計に課題を抱える被保護世帯について、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、安定した家計管理へ円滑に移行することにより、保護脱却後の生活保護再受給の防止を目的としています。

【支援対象者】

① 生活困窮者

守谷市に居住している生活困窮者で、福祉事務所の生活保護担当者、または守谷市自立相談支援事業所の自立相談員によるアセスメントの結果、家計改善支援事業による支援が適当と認められた方

② 被保護者

福祉事務所が、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが必要と認められる生活保護受給世帯の世帯員であり、本事業の参加を希望する方

【内 容】

- ① 家計管理に関する支援
- ② 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援
- ④ 貸付の斡旋



5 ボランティア・地域活動・寄付

○ボランティア講座

各種ボランティア講座を実施しております。各講座実施時期が異なりますので、社協だよりやホームページで随時お知らせいたします。
また、出張講座のご希望がございましたら、ご相談ください。



○ボランティア活動保険

市内・外で活動しているボランティアを対象に、ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償するボランティア活動保険があります。また、被災地でのボランティア活動では、予測できない事態も想定されますので、二次被害に備え、「天災・地震補償プラン」などもあります。その他、活動に関する相談や保険の加入、内容等、詳しくはお問い合わせ下さい。



○小・中学校等福祉教育

小学校・中学校等での福祉体験学習をボランティア・サークルの協力を得ながらサポートしております。車いすや白杖（アイマスク）、インスタントシニア体験、手話や点字など。自治会・町内会や企業の社員教育などでも行います。詳しくはお問い合わせ下さい。



○小・中・高校福祉教育担当者研修事業

市内小・中学校，高等学校の福祉教育担当教職員を対象に，福祉教育に関する研修会を実施しております。



○福祉体験ボランティア募集中

市内の小学校福祉体験を実施する際に、職員と一緒に子どもたちをサポートいただけるボランティアを募集しています。

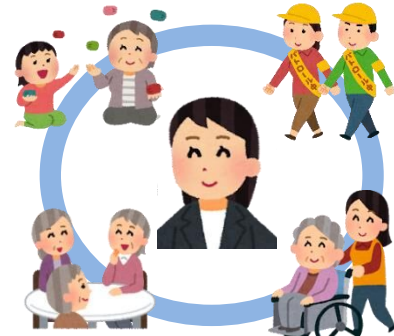
○生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）※令和5年度より受託

生活支援体制整備事業とは、住民が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らすことができるように、ともに支え合い・助け合い、幸せに暮らす地域づくりを目指す事業です。

守谷市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーター、地区担当職員を先導役に、まちづくり協議会、支部社協組織等と連携し地域の課題解決に取り組みます。

【生活支援コーディネーターの活動】

- ① 見守り・支援体制をつくります
- ② 憩いの場づくりを支援します
- ③ 交流の場づくりを支援します
- ④ 情報共有の場を作ります
- ⑤ 高齢者等の社会参加体制を作ります



サロン・シルバークラブ・まちづくり協議会・民生委員・支部社協・地域の各種行事や地域のボランティア活動・地域貢献を希望する企業訪問等、多くの皆さんとの関係づくりに積極的に動いていきます。

○地域課題の解決に向けて・・・

小地域福祉活動を通し、地域の課題が見えてきました。

そこで、つぎの新規事業を取り組みます。

・ゆるやかネットもりや（仮称）

地域住民同士の緩やかなつながりの中の支え合い活動を推進し、地域とつながりのない方への見守りネットワーク構築を目指します。

・住民相互組織との連携

地域で活動している人、団体等と情報を共有し活動を支援します。

・ボランティア登録の推進

ボランティア活動を始めようとする方へ、丁寧にサポートし活動を支援します。

また、交流会や活動を通して仲間づくりを応援します。

・災害ボランティアセンターの設置・運営訓練

職員による学習会、実施訓練の開催

茨城県災害ボランティア登録制度への協力及び連携

○善意銀行

誰もが地域のために「何か少しでも役に立ちたい」という温かい気持ちがあることと思います。その「何か？」を金銭や物品でご協力いただき、その「善意」を地域の福祉事業や市内施設等の社会福祉に役立てられており、その「善意の橋渡し」を行っております。

・預託内容

①金銭預託

チャリティーバザーやイベントの収益の一部、企業や個人の善意の寄付などがあります。

②物品預託

活用できる福祉機器、使用済み切手やテレホンカード、未使用のクオカードなどをお預かりし、善意の橋渡しをしています。

・預託方法

① 金銭預託方法には、市内の福祉事業を始め、福祉機器の購入や修繕、災害時に活用させていただく「一般預託」と寄付者の意向に基づき活用する「指定預託」があります。

② 車いすなどの預託は、福祉機器の状態を踏まえ、貸出用等として活用します。使用済み切手やテレホンカード、未使用のクオカードは、日本キリスト教海外医療協会や茨城県社会福祉協議会に送付。まとめて収集業者が換金し、途上国の子どもたちのワクチンなどに充てさせていただきます。

地域活動への寄付や企業の社会貢献等のご相談もお受けいたします。

たとえば、こんなご相談もどうぞ

寄付をして、社会の役に立ちたい。

寄付をしたいが、どこにしたらいいかわからない・・・

ボランティア活動や社会福祉関係へ寄付したいが、どうしたらいいかわからない。

○食の支援 フードバンク「きずなBOX」

社会的支援を必要とする人たち、食事提供をする団体や福祉施設などに食品を届ける活動をしている NPO 法人フードバンク茨城との地域連携活動として、公共の場所に「きずなBOX（食品収集箱）」を設置し、市民などからの食品のご協力をお願いしております。

守谷市社会福祉協議会では、フードバンク茨城と連携し、この活動の支援と生活困窮者世帯等へ 1 週間程度の食料品の現物援助を行っています。

【きずなBOX設置場所】

- ・ 守谷市役所 1 階市民ホール
- ・ 守谷市保健センター 入口
- ・ 守谷市文化会館 入口



【こんな食品が特に必要とされています】

缶詰・お米・レトルト食品・インスタント麺・うどん・そば・
パスタ等の乾麺その他、いただきもの、つい買い過ぎてしまったもので、ご家庭に眠っている食品（いずれも常温保存可能、未開封で、賞味期限が2ヶ月以上残っている食品）

【寄贈いただく食品に関するお願い】

- *要冷蔵・冷凍品及び野菜・果物のような生鮮食品は、入れないでください。
- *割れ易い容器の食品は、入れないでください。
- *市販の精米・玄米以外の米類は、お問合せ下さい。

○ご不要になった入れ歯（貴金属）のリサイクル

守谷市社会福祉協議会では、NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会事業へ協力し、入れ歯回収ボックスを設置し、ご不要になった金属を含む入れ歯や絡まって使えなくなったネックレスや片方だけになったピアスなど貴金属の回収を行っています。日本入れ歯リサイクル協会が回収し、精製、換金され、ユニセフを通じて世界の困窮している子どもたちや災害孤児の為に役立てられています。

【入れ歯回収ボックス設置場所】

- ・ いきいきプラザ・げんき館（守谷市社会福祉協議会）1 階ロビー
- ・ 守谷市役所 1 階市民ホール

【回収方法】

不要になった入れ歯を熱湯や洗浄剤で消毒し、回収ボックスに備付けの袋に入れてお出してください。

6 共同募金運動

共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）は、毎年10月1日～12月31日の期間、多くの市民の皆さまによって支えられ、民間社会福祉事業の向上のため、また、明るく住みよい地域社会づくりに大きな役割を果たしております。守谷市社会福祉協議会は、茨城県共同募金会守谷市共同募金委員会として赤い羽根募金、歳末たすけあい募金、災害援助のための義援金活動などに協力しています。（募金は期間外でもおあずかり致しますのでお問合せください。）

○赤い羽根共同募金

共同募金のシンボル＝「赤い羽根」を使うようになったのは、第2回目の運動からです。1948年頃、アメリカでも、水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、日本では、不要になった鶏の羽根を使うようになりました。「赤い羽根」は、寄付をしたことを表す「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。運動は、北海道から沖縄まで全国一斉に行われます。



毎年1回、全国一斉に募金を行うため、厚生労働大臣の告示によって、募金期間が決められています。守谷市においては、集まった募金を茨城県共同募金会へ送金し、県内市町村の募金とあわせ、ボランティアの育成や活動支援、高齢者や障がいのある方に対する在宅サービス、地域福祉の充実のために使用させていただいております。

運動強化期間：10月1日～10月31日



ボランティアによる
街頭募金



○歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期、援助や支援を必要とする人たちが安心して暮らせるように、市内在住で、支援を必要としている世帯へお届けさせていただいております。



運動強化期間：12月1日～12月28日

○歳末たすけあい配分

□配分対象

市内6ヶ月以上（10月1日現在）居住し、下記のいずれかに該当する世帯

□対象となる世帯・要件（※対象年齢は、年度末を基準とする）

- ① 満75歳以上のひとり暮らし高齢者で、市民税非課税世帯
- ② 満19歳以上の障がい者（身体障害者手帳1・2級、または療育手帳㊤・A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級）のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税世帯
- ③ 満18歳以下で障がい児（身体障害者手帳1・2級、または療育手帳㊤・A）
- ④ 保護者のいずれかもしくは、両親が交通事故等で亡くなられた18歳（高校3年生）までの交通遺児
- ⑤ 準要保護（就学援助受給）世帯

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯のほか、施設入所や長期入院（3ヶ月以上）などで在宅でない場合は、対象外となります。

□申請方法

10月発行の社協だより又はホームページにある申請書に記入の上、期日までに社会福祉協議会に申請となります。なお、配分対象となる世帯・要件は変更する場合があります。くわしくは、お問い合わせ下さい。

中央共同募金会のホームページ（<http://hanett.akaihane.or.jp>）では、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の使いみちを、全国の市町村ごとに一つひとつ紹介しています。守谷市では、どのように募金が生かされているのか、是非ご覧ください。



○災害義援金

地震や風水害など国内で発生する大規模災害による被災者を支援するため「災害義援金」を募集しています。守谷市共同募金委員会に寄せられた義援金は、被災都道府県の「義援金配分委員会」（共同募金会・日本赤十字社・NHK・行政などで組織）で取りまとめ、現地の被災状況をもとに同委員会が公正に配分を行います。

7 地域福祉活動計画事業

地域福祉活動計画は、守谷で住み続け「みんなでしあわせ」になりたいとの思いを実現するために、平成22年度から2カ年かけ、市内を6地区に分け、市民のみなさんと協働して、その地区ごとの実情を話し合い、市民の活動計画「第1期守谷市地域福祉活動計画」（5カ年計画）を策定しました。そして、地域福祉活動計画実行員会を組織し、地域で暮らしていくうえでの課題解決に向けたさまざまな取り組みがされ、地域の輪が広がり、平成29年度から第2期地域福祉活動計画に引き継がれ、各事業を展開してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により計画された事業の中断が余儀なくされる中、現在、実行委員会を母体とした各地区の「まちづくり協議会」に継承し、継続しての取り組みが必要との声やこれまでの活動状況を踏まえ、令和4年度からの第3期地域福祉活動計画で取り組むべき事項を検討し、計画に反映し、策定しました。

これからも各地区でのさまざまな取り組みに市民のみなさんも参加・参画していただき、「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向け、引き続き、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（抜粋）

《令和4年度～令和8年度》

1 基本理念と基本目標



（1）基本理念

市民誰もが安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域、各種団体、行政等が絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことができるまちづくりを推進することが大切になります。

このため、この計画の基本理念を次のとおりとします。

「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」

＜＜副題＞＞支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～

（２）基本目標

基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

基本目標１ 支え合い助け合う地域づくり

《目指す姿》

地域の住民や団体が共に支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、絆を深め地域全体で支え合い助け合う思いやりのある地域を目指します。

基本施策１・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成
基本施策２・・・支え合い活動の推進

基本目標２ 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

《目指す姿》

個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに取り組み、健やかに暮らせる地域を目指します。

基本施策１・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進
基本施策２・・・地域における生きがいづくりの推進
基本施策３・・・市民の活動支援



基本目標３ 安心して暮らせる地域づくり

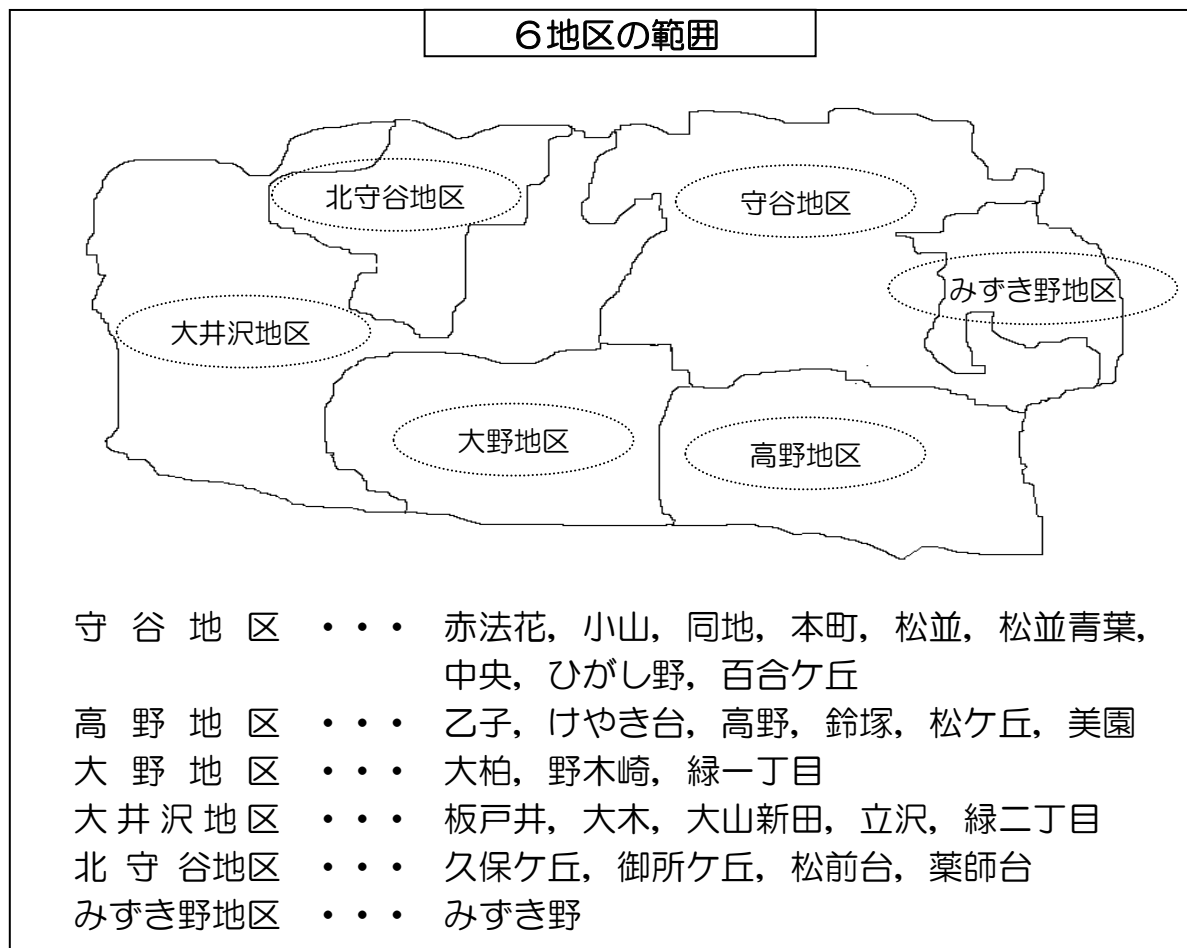
《目指す姿》

日頃から地域の助け合いの中で防災・防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、さらには、擁護を必要とする人に対する支援体制の充実を図ることにより、安心安全に暮らせる地域を目指します。

基本施策１・・・保健福祉サービスの充実
基本施策２・・・保健福祉サービスの利用支援
基本施策３・・・安全・安心な生活環境づくりの推進
基本施策４・・・権利擁護の推進

○ 6地区の地域福祉活動計画

1 地区の範囲



上記の6つの地区は、守谷市社会福祉協議会支部と同じ地域になっていることから、今後も連携して取り組んでいきます。

2 各地区別の「まちづくり協議会」の取組

（地区別地域福祉活動計画（市民計画））

各地区の「まちづくり協議会」では、現在、地域の特性を踏まえた地域づくりや地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいます。今回、本計画を策定するに当たり、守谷市社会福祉協議会と各地区の「まちづくり協議会」では、本計画の基本理念である「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を実現するために、各地区の「まちづくり協議会」で設定した基本理念及び活動のモットーに基づき、地区別地域福祉活動計画を策定しました。



第3期守谷市地域福祉計画・地域活動計画の詳細は、守谷市社会福祉協議会ホームページで閲覧できます。



社会福祉法人守谷市社会福祉協議会
令和6年4月